

2019年4月施行 人事総務担当者様向け <労働新聞社・LEC共催> 社内規定と就業規則の改定ポイント 無料セミナー

今までの常識は通用しない?! 今見直したい改正ポイントを教えます!


各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は1月25日(金)労働新聞社と共催し「法改正で必要となる、社内規定と就業規則の改定」セミナーを実施いたします。

施行間近! 今からでも間に合う 法改正に必要な対策を教えます!

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(働き方改革関連法案)」が2019年4月よりいよいよ施行となります。今回の法改正はご存知の通り、同一労働同一賃金導入や残業時間の上限規制、年次有給休暇の取得義務化など、「働き方」に対して改革を求める内容となっており、各企業でも、働くためのルールである規定や規則を具体的に見直す必要が出てきました。

このセミナーでは特定社会保険労務士の澤井清治講師が労働法やハラスメントなどについて、問題なく2019年4月を迎えるためのポイントをわかりやすく具体的に解説いたします。

■セミナー概要 ※【第一部】【第二部】の参加者全員に特製レジュメをプレゼントします! 【第二部】からの参加も可能です

実施日	1/25(金) 14:00~17:30
実施場所	LEC水道橋本校 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2丁目2-15 ダイワ三崎町ビル 同時中継: 全国中継(梅田駅前本校/京都駅前本校/難波駅前本校/神戸本校/札幌本校/富山本校/名古屋駅前本校/静岡本校/岡山本校/広島本校/山口本校/高松本校/那覇本校) LEC各本校の所在地については以下よりご確認ください。 http://www.lec-jp.com/school/
内容	【第一部】14:00~15:30 今までの常識は通用しない! 「新時代のハラスメントの捉え方と対策」 自分たちはハラスメントと思っていなくても、間もなく入社してくる新入社員は、ハラスメントの捉え方が違います。知らないうちにハラスメント事案が発生しないよう、この機会に、社内のハラスメント対策を見直しましょう。 【第二部】15:40~17:10 働き方改革 法改正で必要となる、社内規定と就業規則の改定 働き方改革で、労働基準法を中心に、労働安全衛生法等、関係諸法令の改正が行われ、続々とその省令、ガイドラインが公表されています。特に、同一労働同一賃金は、下級審では判決も出ています。これらに則って、各企業は就業規則や社内規定を改定し、現場に教育、周知していかなければなりません。規則の改定ポイントについて、具体的にお話いたします。 【第三部】17:10~17:20 人事総務検定ガイダンス
担当講師	 澤井清治講師/特定社会保険労務士 特定社会保険労務士、澤井国際事務所代表、一般社団法人人事総務スキルアップ検定協会代表理事。平成12年社会保険労務士資格取得。LEC東京リーガルマインド専任講師。企業の労務顧問、給与計算、評価者訓練、賃金制度の構築などを中心に社労士実務の第一線で活躍する傍ら、社会保険労務士対策講座や人事研修の講師としても16年の講義経験を有している。豊富な実務知識のみでなく、わかりやすい講義方法が受講者から高評価を得ている。
申込方法	下記ページの「セミナー受付フォーム」よりお申込みをお願いいたします。 http://partner.lec-jp.com/biz/skillup/hataraki.html ※梅田駅前本校/名古屋駅前本校以外の同時中継校は事前申込不要です。

★法人事業本部スタッフブログもご覧ください → <http://lechojin.jugem.jp/>

■会社概要 株式会社 東京リーガルマインド

1979年創業の国家資格取得・公務員試験合格などを支援する資格の総合スクールです。法律系、ビジネス系、会計系など幅広い講座を全国で展開し、長きに渡る各種資格・国家試験対策講座で培ったノウハウを駆使し、個人のみでなく、法人向けにもさまざまなサービスを提供しています。

本件に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド コールセンター TEL: 0570-064-464
取材に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 総務課 TEL: 03-5913-6220